

「コンテンツビジネスと著作権法の実務」（三協法規出版）掲載

弁護士 井奈波 朋子

第2編

第1章 著作権法により保護される著作物

1 著作権で保護されるコンテンツ～著作物の意義とその例示

(1) 著作物の定義

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義される（著作権法2条1項1号）。したがって、著作権法により保護される著作物は、「思想又は感情」の「創作的表現」であることが必要である。

a) 思想又は感情

「思想又は感情」とは、人間の精神活動全般を指すとされる。（東京高判昭62・2・19判時1225-111当落予想表事件）。人間の精神活動に基づかないもの、例えば歴史的事実、報道で報じられる生の事実、自然科学上の事実、データそのものは思想又は感情に該当せず、著作物にならない。

例えば、「言語表現による記述等における表現の内容が、専ら『事実』（この場合における『事実』とは、特定の状況、態様ないし存否等を指すものであって、例えば『誰がいつどこでどのようなことを行った』、『ある物が存在する』、『ある物の態様がどのようなものである』ということを指す。）を、格別の評価、意見を入れることなく、そのまま叙述する場合は、記述者の『思想又は感情』を表現したことにならない」（知財高判平20・7・17判時2011-137ライブドア裁判傍聴記事）。

また、自然科学上の事実について、裁判所（大阪地判昭54・9・25判タ397-152発光ダイオード論文事件）は、「MgTeがウルツ鉱型構造を有している」、「原子間距離は、2.76Å、2.77Åである」、等の右各用語は、単に物質の性質を現わしたもので、思想・感情を表現したものとはいえないと判断する。

b) 表現

保護される著作物は、思想または感情の「創作的表現」でなければならない。創作性は、「表現」に要求される。表現はアイデアと分離される。アイデアとして頭の中にとどまっているものが保護の対象でないことはもちろん、たとえ外部に表白されていても、アイデアにとどまる限り、表現ではなく、著作権による保護の対象にはならない。アイデア自体を特定の者による独占の対象として保護を認めてしまうと、他の者がそのアイデアを使って表現活動ができなくなる。そうすると人々の表現活動は制約され、文化の発展を阻害する結果となる。そこで、表現とアイデアを二分し、著作権法は保護

の対象を表現にとどめるという「表現とアイデアの二分論」が生じた。ただし、表現は、媒体に固定されている必要はなく（映画の著作物を除く）、即興演奏なども表現である。

アイデアと表現の区別に関して、数額の方程式の命題の解析過程は、著作物の思想（アイデア）そのものであるとして、著作物性を否定したもの（大阪高判平 6・2・25 判時 1500-180 脳波数理解析論文事件）、動物が人間の姿になって人間を襲うという話は、以前から多くの映画や漫画に取り上げられたが、ネズミが人間のような姿になって手術をするという話は、本件著作物より前には存せず、これは原告の創作に係るものと認められ、この点で本件著作物と本件番組は類似するとしたが、このような話はアイデアに過ぎないとして、アイデアが似ているからといって、直ちに本件著作物の表現形式上の本質的特徴を本件番組から直接感得することができることにはならないとしたもの（東京地判平 10・6・29 判時 1667-137 「先生、僕ですよ」事件）がある。

あるアイデアを表現しようとするとき、表現方法に選択の幅がないため、誰が表現しようとしても同じ表現にならざるをえないものが存在する。そのような場合に、その表現方法を保護すれば、それとともにアイデアの独占をも認めてしまう結果となる。このように思想と表現が一体となっている場合に、その表現方法の著作物性を否定する米国著作権法の考えをマージ理論という。このような場合、我が国の著作権法のもとにおいても、創作的表現であることが否定されることになる。

c) 創作性

「創作的」表現と認められるためには、いわゆる独創性の発揮された表現である必要はなく、著作者の何らかの個性が発揮されていれば足りる。ごく短い文章表現、他の表現が想定できない場合、表現が平凡かつありふれているもの、誰が記載しても同じ表現になるものは、創作性がなく、著作物として保護されない。例として、『(特定の事業又は仕事)と結婚したようなもの』との用語は、特に配偶者との家庭生活を十分に顧みることなく特定の事業又は仕事に精力を注ぐさまを比喩的に表すものとして広く用いられている、ごくありふれたものといわなければならない」と判断された裁判例（知財高判平 22・7・14 判時 2100-134 箱根富士屋ホテル事件）、「城とは人によって住居、軍事、政治目的をもって選ばれた一区画の土地と、そこに設けられた防衛的構築物をいう」という城の定義につき、本件定義は原告の学問的見解そのものであるとし、その表現形式に創作性は認められないとして、著作物性を否定したもの（東京地判平 6・4・25 判時 1509-130 城の定義事件）がある。

表現物によっては、表現の選択の幅が限られるものがあり、表現の選択の幅が個性を発揮する余地がないほどに限られる場合には、創作性は認められない。表現の選択の幅があり、そこに個性が発揮されている場合に、創作性が認められるといえる。例えば、星座板を作成するに当たって行う修正につき、「実際の観測における星の位置関係を反映させる必要があることに加え、星座板自体の大きさの制約から、その修正をした後に

おける星の位置関係等を含む表現の幅は限られたものとならざるを得ず、表現自体として差異化する（個性を表現する）ことのできる部分は少ない」と判断されている（大阪地判平 25・4・18 裁判所ウェブサイト星座板事件）。

また、表現の選択の幅が限られるものにおいて個性を発揮していたとしても、被告の表現物において、原告の創作的表現を再製したと認められないとして、侵害が否定される場合がある。例えば、折り紙折り図について、「作図における表現の幅は、必ずしも大きいものとは言いがたい」としつつ、折り図を全体として見た場合、折り工程を見やすく、わかりやすく表現したのものとして創作性を認めることができると判断したが、被告折り図においては、原告折り図の表現上の本質的特徴を直接感得することができるものとは認められないとし、複製および翻案いずれにも該当しないと判断したものである（東京地判平 23・5・20 判時 2117-111 折り紙折り図事件）。

ところで、裁判例によっては、創作性の高低を問題とするものがあるが、学説においては、創作性の高低を問わないという見解がほぼ通説とされる（金井重彦・著作権法コンメンタール 1（第 1 版）・勁草書房・2009 年・P.30～31）。ホテルジャンキーズ事件（東京高判平 14・10・29 裁判所ウェブサイト）は、次のように判断する。「著作物と認めるためのものとして要求すべき「創作性」の程度については、例えば、これを独創性ないし創造性があることというように高度のものとして解釈すると、著作権による保護の範囲を不当に限定することになりかねず、表現の保護のために不十分であり、さらに、創作性の程度は、正確な客観的判定には極めてなじみにくいものであるから、必要な程度に達しているか否かにつき、判断者によって判断が分かれ、結論が恣意的になるおそれが大きい。このような点を考慮するならば、著作物性が認められるための創作性の要件は厳格に解釈すべきではなく、むしろ、表現者の個性が何らかの形で発揮されていれば足りるという程度に、緩やかに解釈し、具体的な著作物性の判断に当たっては、決まり文句による時候のあいさつなど、創作性がないことが明らかである場合を除いては、著作物性を認める方向で判断するのが相当である」。創作性の要件の解釈について、表現者の個性が何らかの形で発揮されていれば足りるという点は妥当である。しかし、創作性の要件の問題を創作性の程度の問題と捉えている点について、本判示には疑義がある。

なお、著作権法は、創作を保護するものであって、投資を保護するものではない。多額の資金や労力を投じてある作品を完成させたとしても、表現に創作性がなければ保護されない。

d) 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する

「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」というのは、知的、文化的精神活動の所産全般を指すものと解される（東京高判昭 62・2・19 判時 1225-111 当落予想表事件）。したがって、これらの範疇のいずれかに入らなければ、ただちに著作物性が否定されるということはない。

(2) 個々の著作物

保護される著作物は10条1項に例示される。すなわち、①小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物、②音楽の著作物、③舞踊又は無言劇の著作物、④絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物、⑤建築の著作物、⑥地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物、⑦映画の著作物、⑧写真の著作物、⑨プログラムの著作物である。

また、著作権法10条2項は、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第1号に掲げる著作物に該当しない」と定める。事実の伝達にすぎない雑報および記事の報道は、思想または感情の創作的表現といえないので、著作物に該当しない。本条項は、これを確認的に規定したものである。

以下、著作物性が問題となるものについて、検討する。

a) 言語の著作物

比較的短い文章（記事見出し、キャッチ・フレーズ、スローガン、題号）は、創作的表現でないとされる（加戸守行・著作権法逐条講義（六訂新版）・著作権情報センター・2013年・P.128）。

ただし、比較的短い文章であるからといって、直ちに、著作物性が否定されるわけではない。例えば、原告（読売新聞東京本社）が、その運営するホームページ「Yomiuri On-Line」において掲載されるニュース記事の見出し（例：「マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売」、「A・Bさん、赤倉温泉でアツアツの足湯体験」など）の著作物性が問題となった事件において、裁判所は、「ニュース報道における記事見出しであるからといって、直ちにすべてが著作権法10条2項に該当して著作物性が否定されるものと即断すべきものではなく、その表現いかんでは、創作性を肯定し得る余地もないのではないのであって、結局は、各記事見出しの表現を個別具体的に検討して、創作的表現であるといえるか否かを判断すべきものである」と判断し、記事見出しのような比較的短い文章についても、創作性を肯定しうる余地があることを明らかにしている。その上で、「一般に、ニュース報道における記事見出しは、報道対象となる出来事等の内容を簡潔な表現で正確に読者に伝えるという性質から導かれる制約があるほか、使用し得る字数にもおのずと限界があることなどにも起因して、表現の選択の幅は広いとはいえず、創作性を発揮する余地が比較的少ないことは否定し難いところであり、著作物性が肯定されることは必ずしも容易ではないものと考えられる」と判断し、結論として、本件におけるニュース記事見出しに対する著作物性を否定した（知財高判平17・10・6裁判所ウェブサイト、原審東京地判平16・3・24判時1857-108YOL事件）。

キャッチ・フレーズやスローガンについても、短い文章であるからといって、直ちに創作性が否定されるわけではない。たとえば、「ボク安心ママの膝よりチャイルドシー

ト」という交通標語（スローガン）の著作物性が問題となった事件において、裁判所（東京地判平 13・5・30 判時 1752-141）は、上記交通標語について、「三句構成からなる五・七・五調（正確な字数は六字、七字、八字）調を用いて、リズムカルに表現されていること、「ボク安心」という語が冒頭に配置され、幼児の視点から見て安心できるとの印象、雰囲気表現されていること、「ボク」や「ママ」という語が、対句的に用いられ、家庭的なほのぼのとした車内の情景が効果的かつ的確に描かれているといえることなどの点に照らすならば、筆者の個性が十分に発揮されたものといえることができると判断している。しかし、被告のスローガンである「ママの胸よりチャイルドシート」が原告の交通標語の侵害になるか否かについては、「両スローガンは、「ママの」「より」「チャイルドシート」の語が共通する。上記共通点については、両スローガンとも、チャイルドシート着用普及というテーマで制作されたものであるから、「チャイルドシート」という語が用いられることはごく普通であること、また車内で母親が幼児を抱くことに比べてチャイルドシートを着用することが安全であることを伝える趣旨からは、「ママの より」という語が用いられることもごく普通といえることができ、原告スローガンの創作性のある点が共通すると解することはできない」と判断し、侵害を否定した。このように、創作性が認められたとしても、その創作的表現が再現されていなければ、著作権侵害とは認められない。

題号について問題となったケースとして、「時効の管理」という法律書の題号の著作物性が問題となった事件がある。原告は、「時効管理の実務」という被告書籍の題号が、原告書籍の題号「時効の管理」に依拠したものであり、著作権および著作者人格権を侵害すると主張した。裁判所（大阪高判平 20・10・8 裁判所ウェブサイト）は、「「時効」は時効に関する法律問題を論じる際に不可避の法令用語であり、「管理」は日常よく使用されて民法上も用いられている用語であり、「時効の管理」という表現はこの2語の間に助詞である「の」を挟んで組み合わせただけか5文字の表現であり、控訴人書籍Aの発刊以前から時効に関する法律問題を論じる際に「消滅時効の管理」・「時効管理」といった表現が用いられていたものであるから、「時効の管理」はこれを全体として見てもありふれた表現であるというべきである上、「時効の管理」という表現が「時効について権利義務の一方当事者が主体的にこれを管理しコントロールすべきであるとの視点から再認識した思想」を表現したとまでは理解できず、単に「時効を管理する」という事物ないし事実状態を表現しているとしか理解できないのであって、「時効の管理」という表現は思想又は感情を創作的に表現したものと認められない」と判断し、当該書籍の題号の著作物性を否定した。

c) タイプフェイス・ロゴ

タイプフェイスとは、形状に関するあるコンセプトに従い創作された一揃いの文字等をいう。つまり「書体」を意味する（財団法人知的財産研究所 平成 19 年度特許庁

産業財産権制度問題調査研究報告書「タイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究報告書」の定義による)。

タイプフェイスの著作権法による保護が問題とされたケースはあるものの、著作権法による保護を肯定した裁判例はない(東京地判昭 54・3・9 判時 934-74 ヤギ・ボールド事件、東京高判昭 58・4・26 判時 1074-25 ヤギ・ボールド事件控訴審、大阪地判平元・3・8 判時 1307-137 写植文字盤用書体事件、最判平 12・9・7 民集 54-7-2481 ゴナU書体事件)。

最高裁(前掲ゴナU書体事件)は、印刷用書体が著作物に該当するためには、「それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である」と判断し、書体を応用美術と捉えている。このように判断する理由として、①独創性を緩和し、又は実用的機能の観点から見た美しさがあれば足りるとすると、この印刷用書体を用いた小説、論文等の印刷物を出版するためには印刷用書体の著作者の氏名の表示及び著作権者の許諾が必要となり、これを複製する際にも著作権者の許諾が必要となり、既存の印刷用書体に依拠して類似の印刷用書体を制作し又はこれを改良することができなくなるおそれがあることを挙げる。また、印刷用書体が情報伝達機能を有することから、必然的にその形態は一定の制約を受けるという理由を挙げる。最高裁は、書体の著作物性を完全に否定するものではなく、独創性と美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えた書体については、著作権法による保護の対象となることを認めている。ただし、独創性という基準を持ち込むことには疑問がある。

ロゴは、デザインが施された書体である。ロゴの著作権使用料請求事件において、ロゴが著作権法で保護される著作物となりうるかが問題とされた。裁判所(東京地判平 12・9・28 判時 1731-111 住友建機事件)は、次のように判断し、ロゴの著作物性を否定した。「本件で著作物性が問題となっている文字の書体についていえば、文字は万人共有の文化的財産であり、もともと情報伝達という実用的機能を有することをその本質とするものであるから、そのような文字そのものと分かち難く結びついている文字の書体も、その表現形態に著作物としての保護を与えるべき創作性を認めることは、一般的には困難であって、仮に、デザイン書体に著作物性を認め得る場合があるとしても、それは、当該書体のデザインの要素が、見る者に特別な美的感興を呼び起こすに足りる程の美的創作性を備えているような、例外的場合に限られるというべきである」。このように裁判所は、ロゴについても、書体についての前掲最高裁判決と同様の基準を適用している。また、Asahi ロゴマーク事件においても、同様の基準により、ロゴの著作物性が否定されている(東京高判平 8・1・25 判時 1568-119)。

これに対し、書は、字体、筆遣い、筆勢、墨の濃淡やにじみ等の要素により多様な表現が可能であるから、思想または感情の創作的表現となり得、美術の範囲に属する著作

物として保護される。しかし、書が保護されたとしても、字体や書風まで保護されるものではない。したがって、これらが類似しているからといって、複製権の侵害と認められるわけではない。デザイン書体事件（大阪地判平 11・9・21 判時 1732-137）において、裁判所は、「原告の趣及び華」は、確かに広義の広告のためのデザイン文字としての側面を有するものの、書又はこれと同視できるほどに、これを見る平均的一般人の審美感を満足させる程度の美的創作性を有しており、かつ、それに著作権による保護を与えても、人間社会の情報伝達手段として自由な利用に供されるべき文字の本質を害しないものと認めることができるから、美術の著作物に該当するというべきである」と判断したが、他方、「文字自体は、情報伝達手段として、万人の共有財産とされるべきところ、文字は当該文字固有の字体によって識別されるものであるから、同じ文字であれば、その字形が似ていてもある意味では当然である。したがって、書又はこれと同視できる創作的表現として、著作物性が認められるといっても、独占排他的な保護が認められる範囲は狭いのであって、著作物を複写しあるいは極めて類似している場合にのみ、著作権の複製権を侵害するというべきであり、単に字体や書風が類似しているというだけで権利を侵害することにはならないし、ましてや、著作権の翻案権の侵害を認めることはできない」として、複製権、翻案権の侵害は否定している。

【問題となったロゴ (住友建機事件)】 【問題となったロゴ (Asahi ロゴマーク事件)】

住友建機株式会社
住友建機株式会社
住友建機株式会社

Asahi

Asahi

【問題となった書】



d) 料理

料理法、料理のレシピは、著作権法により保護される著作物ではないと考えられている。著作権法は、表現を保護するものであって、アイデアを保護するものではない。料理法や料理のレシピは、どのように料理を作るかというアイデアそのものであるから、著作権法により保護される創作的表現とはいえない。ただし、料理についての解説書は、アイデアと切り離された創作的表現と認められる限り、著作物として著作権法による保護の対象となり得ると考えられる。

また、できあがった料理についていえば、盛りつけの仕方はアイデアそのものと考えられるので、著作物性は認められない。盛りつけの外観についても、一般的には、創作性が認められないと考えられる。料理の味そのものについて、著作権法の例示規定（著作権法 10 条 1 項）は、視覚と聴覚に訴えかける表現のみを掲げているため、それ以外の五感に訴えかける表現が著作権法により保護される表現に該当するのかが問題がある。ただし、料理の味が表現に該当するとしても、それに創作性を見いだすのは困難ではないかと考えられる。

e) スポーツ

スポーツを行うために従う規則・ルールは、どのようにスポーツを行うかというアイデアであり、著作権法により保護される創作的表現とはいえない。ただし、スポーツの解説書は、アイデアと切り離された創作的表現と認められる限り、著作物として著作権法による保護の対象となり得る。この点に関し、「ゲートボール競技規則」と題する規則書について、「ゲートボール競技のいわれ、レクリエーションスポーツとしての意義、競技のやり方、競技規則等の全部ないし一部を固有の精神作業に基づき、言語により表現したものであり、その各表現はスポーツという文化的範疇に属する創作物として著作物性を有するというべきである。」と判断した裁判例がある（東京地八王子支判昭 59・2・10 判時 1111-134 ゲートボール競技規則事件）。ただし、本件では、被告規則書には原告規則書への依拠性がないとして、原告の請求は棄却されている。

スポーツのゲーム、競技自体は、思想または感情の創作的表現と認められないため、著作物に該当しない。また、実演は、「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること」と定義され（著作権法 2 条 1 項 3 号）、実演家は実演を行う者と定義されている（著作権法 2 条 1 項 4 号）から、競技を行っているスポーツ選手は、実演家に該当しないと理解されている。ただし、実演が、著作物を演じることに限定されるかどうかは争いがあるところである。

ところで、振り付けがあるスポーツ、たとえば、体操や新体操、フィギュアスケートやアイスショー、競技ダンス、シンクロナイズドスイミングなどでは、競技における技の他に、舞踊の要素を感じさせる振り付けが存在する。そこで、この振り付けが

舞踊または無言劇の著作物（著作権法 10 条 1 項 3 号）に該当するのではないか、また、それを演じるスポーツ選手は実演家に該当するのではないかという疑問が生じる。競技のルールと一体となった振り付けや一般的な振り付けを組み合わせたにすぎないものについては、スポーツのやり方の一部であってアイデアにすぎず、創作的表現と認めるのは困難ではないかと思われるが、アイスショーなど、競技とは何ら関係なく、演技として行われるものは、ありふれたものでないかぎり、創作的表現と認められる可能性があると考えられる。また、その場合には、出演者も実演家に該当する。社交ダンスの振り付けについて、映画「Shall we ダンス？」のダンスシーンで用いられた振り付けを創作したと主張する原告が、被告による上記映画の二次利用によって、ダンスの振り付けに係る著作権が侵害されたと主張した事件がある。裁判所（東京地判平 24・2・28 裁判所ウェブサイト）は、原告が創作したとする各振り付けについて、独創性がある顕著な特徴はないと判断し、著作物性を否定した。その理由として、次のように述べる。「社交ダンスの振り付けとは、基本ステップやPVのステップ等の既存のステップを組み合わせ、これに適宜アレンジを加えるなどして一つの流れのあるダンスを作り出すことである。このような既存のステップの組合せを基本とする社交ダンスの振り付けが著作物に該当するというためには、それが単なる既存のステップの組合せにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であると解するのが相当である。なぜなら、社交ダンスは、そもそも既存のステップを適宜自由に組み合わせで踊られることが前提とされているものであり、競技者のみならず一般の愛好家にも広く踊られていることにかんがみると、振り付けについての独創性を緩和し、組合せに何らかの特徴があれば著作物性が認められるとすると、わずかな差異を有するにすぎない無数の振り付けについて著作権が成立し、特定の者の独占が許されることになる結果、振り付けの自由度が過度に制約されることになりかねないからである。このことは、既存のステップの組合せに加えて、アレンジを加えたステップや、既存のステップにはない新たなステップや身体の動きを組み合わせた場合であっても同様であるというべきである」。なお、判決は独創性という基準を用いているが、ありふれた表現で創作性がないと判断すれば足り、著作物性の要件ではない独創性という基準を用いていることには疑義がある。